秋田県交通反則行為の処理に関する訓令

昭和 43 年 6 月 28 日本部訓令第 10 号 一部改正 平成19年 6 月28日

(目的)

第1条 この訓令は道路交通法(昭和35年法律第105号以下「法」という。)第9章に 規定する交通反則行為の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(通告センターの表示)

第2条 秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)第3条第2項の規定に基づき交通指導課に置く交通反則通告センター(以下「通告センター」という。)には、「秋田県警察交通反則通告センター」の名称を表示するものとする。

(分掌事務)

第3条 通告センターの分掌事務は次のとおりとする。

告知内容の審査及び是正措置に関すること。

反則者に対する反則金の納付の通知に関すること。

仮納付した者の公示通告に関すること。

反則金不納付及び反則者に関連する捜査に関すること。

その他交通反則通告業務に関すること。

(公示通告場所)

第4条 法第129条第2項による公示通告場所は、秋田県警察本部の掲示板とする。 (運用要領)

第5条 交通反則通告に関する運用要領については、別に定める。